

阿南工業高等専門学校

令和7年度【後期】授業料徴収猶予・月割分納申請要項要項

授業免除等に関する取扱いは「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領」に定めるものの他、以下に順じて申請を行ってください。

※授業料免除申請者または、高等教育の修学支援新制度による授業料減免申請者（4年以上）及び、就学支援金申請者（1-3年生）は、採用・不採用の通知があるまで徴収猶予となります。

1 概要および対象者

以下の内容により、授業料納付期日までに納付が困難な事情があると認められる場合は、申請により選考の上、授業料の徴収猶予または月額分納が許可されることがあります。

種類	対象	認定要件	学業基準	家計基準
授業料徴収猶予	全学年	①経済的理由によって期限までに納付困難であり、かつ、学業優秀者	有	有
		②当該学生が行方不明の場合	無	無
		③学資負担者が死亡した場合、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等	無	無
		④その他やむを得ない事由と認められる場合		

※「家計基準」とは、別途定める家計基準を満たす場合により、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合です。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳細については学生係へご相談ください。

※「学業基準」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、前期の場合、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、後期は直前の学期における成績が上位2／3以上であることです。二年次以上については、標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。

授業料月額分納	全学年	学資負担者が死亡した場合、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等	無	無
---------	-----	---	---	---

※授業料免除および授業料減免の基準及び就学支援金（1-3年生）の基準を満たさない場合

2 選考機関

前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行い、学生委員会の議を経て決定します。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します（10月末頃）。

4 猶予期限及び月割分納決定の場合の納付方法

（1）徴収猶予について

前期の場合は9月末日、後期の場合は2月末日が猶予期限となります。

（2）月割分納について

授業料は半期分の6分の1に相当する額とし、毎月1か月分ずつ納付します。

※徴収猶予・月割分納ともに、指定口座からの口座振替になります。

5 その他

・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。

- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・不許可の場合は、別途指定の日までに授業料等を納付いただきます。

6 提出書類および締切日

以下の表を確認し、申請区分に応じた書類を期限までに提出してください。

なお、一度受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。

区分	提出書類	提出期限	提出先・問合せ
授業料徴収猶予	様式1-2【授業料徴収猶予申請書】	令和7年10月3日(金) 17時迄	阿南高専 学生課学生係 8:30~17:00 ※土日祝日を除く TEL:0884-23-7134
授業料月額分納	様式1-3【授業料月額分納申請書】		
全員が提出するもの	様式2【家族状況等申告書】		
	●様式2で「はい」にチェックした行に記載のある書類すべて※1		
	●住民票の写し (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)		
	●所得証明書 令和7年度(令和6年分)※2 (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)		

※1 家族状況等申告書内で該当する様式3~9は、別添様式をご利用ください

- 様式3 給与支給(見込証明書)
- 様式4 退職及び退職金支給証明書
- 様式5 無収入申立書
- 様式6 母子・父子世帯等申立書
- 様式7 在学及び就学状況等証明書
- 様式8 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書
- 様式9 主たる学資負担者(学資支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

※2 所得証明書について

- ・市町村が発行する令和7年度(令和6年分)についての内容で、合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの。免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む)
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出
- ・収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。

※提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなし、期限後は受付できません。(家計急変の場合を除く)

※ご不明点等ありましたら、担当係までお問い合わせください。

以上